

議案 1

1 届出内容

(届出年月日：令和7年4月28日、条例審議：令和7年3月)

名 称	(仮称) ドラッグコスモス西宮今津店：新設			
所 在 地	西宮市今津社前町 36 番 1			
設 置 者	株式会社コスモス薬品			
施設の用途	物品販売店（医薬品、化粧品等）			
新設年月日	令和7年12月29日			
店舗面積	1,356 m ²			
延べ面積、建築面積、敷地面積	2,998 m ² 、1,523 m ² 、4,147 m ²			
用途地域等	準工業地域			
営業時間帯	午前9時から午後9時45分まで			
駐 車 場	利用時間帯	午前8時30分から午後10時まで		
	収容台数	53台	夜間利用制限	無
	出入口の数	出口1箇所、入口1箇所		
駐輪収容台数	70台			
荷さばき施設	利用時間帯	荷さばき施設①：午前6時から午後10時まで 荷さばき施設②：午前6時から午前8時30分まで		
	面 積	64.0 m ²		
廃棄物等保管容量	16.2 m ³			

2 重要事項

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 駐車需要の充足【必要駐車台数の算定・確保】

指針に基づく必要台数53台を確保する。

[指針式]

$$1.356 \text{ 千m}^2 \times 1,346 \text{ 人/千m}^2 \cdot \text{日} \times \text{ピーク率 } 14.4\% \times \text{分担率 } 65.0\% \\ \div \text{平均乗車人員 } 2.0 \text{ 人/台} \times \text{平均駐車時間係数 } 0.624 \doteq 53 \text{ 台}$$

② 道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 店舗の新設により新たに発生する自動車台数と来退店経路の設定

○ピーク1時間当たりの来店自動車台数

[指針式]

1.356千m² × 1,346人/千m²・日 × ピーク率 14.4% × 分担率 65.0%

÷ 平均乗車人員 2.0人/台 ≈ 85台

○方面別の来退店経路

商圏(店舗を中心に半径1.5km)を5方面に分け、各方面別の世帯数比で85台/hを各経路に配分する。

方面	世帯数	配分比 (%)	来退店ピーク台数 (台/h)
①	4,771	12.5	各 11
②	15,772	41.4	各 35
③	2,086	5.5	各 5
④	8,142	21.3	各 18
⑤	7,367	19.7	各 16
計	38,138	100.0	各 85

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査〔交差点1・3：令和6年7月8日(月)、21日(日)〕に、店舗の新築により新たに発生する自動車台数各85台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った結果は下表のとおり。

いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	平 日		休 日		下線部は 経路上の車線
	現況	将来	現況	将来	
地点1交差点 (社前交番前)	0.310	0.337	0.347	0.363	
平：17時台 休：17時台	0.345 0.111 0.383 0.036 0.325 0.181	0.345 0.131 0.434 0.086 0.325 0.181	0.404 0.111 0.386 0.038 0.392 0.216	0.404 0.130 0.435 0.092 0.392 0.216	北東流入左直 北東流入右折 南西流入左直 南西流入右折 北西流入左直右 南東流入左直右
地点3交差点 (今津港町)	0.400	0.452	0.453	0.501	
平：15時台 休：12時台	0.306 0.603 0.117 0.343 0.319 0.588 0.086 0.545 0.125	0.314 0.603 0.117 0.351 0.319 0.668 0.086 0.545 0.190	0.452 0.773 0.183 0.354 0.320 0.660 0.088 0.593 0.093	0.460 0.773 0.183 0.363 0.320 0.741 0.088 0.593 0.154	北東流入左直 北東流入右折 南西流入左折 南西流入直進 南西流入右折 北西流入左直 北西流入右折 南東流入左直 南東流入右折

ウ 無信号交差点における右折の交通処理検討

現況交通量調査〔地点2交差点：令和6年7月8日(月)、21日(日)〕に、新たに発生する自動車台数各85台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。

無信号交差点における退店車両の右折に係る遅れの評価は、平日・休日共に、「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：県道343号、従道路：市道西第8号)

開店後	市道西第8号 → 県道343号	
	平日 (11時台)	休日 (11時台)
交通容量	470	475
実交通量	197	203
余裕交通容量	273	272
遅れの評価	滞留しない	滞留しない

(2) 騒音の発生に係る事項

県の判断	適
------	---

① 騒音の総合的な予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源 ()は夜間のみ	昼間 (dB)		夜間 (dB)	
				環境基準	等価騒音レベル	環境基準	等価騒音レベル
D	4.7m	住宅	車両走行音 (冷凍室外機)	60 (C類型)	47	50 (C類型)	30

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 環境基準を下回る。
- 基準値を3dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

② 発生する騒音ごとの予測・評価

予測地点		隣接地	主な音源	規制基準 (dB)	騒音レベル (dB)
d	4.7m	住宅	冷凍室外機	50(第3種)	25

※騒音が最大となる高さについてのみ掲載

- 規制基準を下回る。
- 基準値を3dB以上下回ることから、反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

(3) 廃棄物等に係る事項

県の判断

適

① 廃棄物等の保管の為の施設容量

指針に基づく必要容量 6.30 m³を確保する。

必要容量 (m ³)			計画容量 (m ³)
廃棄物の種類	予測排出量	合 計	
紙製廃棄物等	2.82	6.30	16.2
金属製廃棄物等	0.09		
ガラス製廃棄物等	0.08		
プラスティック製廃棄物等	2.70		
生ゴミ等	0.42		
その他可燃性廃棄物等	0.19		

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設

分別保管を行い、リサイクル可能な廃棄物は、業者に引き渡す。

(4) その他の指針関係事項

県の判断

適

① 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- ・オープン時や多客の予想される繁忙時には、駐車場各出入口に交通誘導員を配置して、歩行者の安全確保に努める。
- ・駐車場出入口とは別に歩行者・自転車用の出入口を設置する。
- ・駐車場出口部分には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。

② 防犯・防災対策への協力

- ・要請があれば駐車場を避難所として提供する等検討する。
- ・営業時間内には、青少年の溜まり場とならないよう、従業員等によって巡回を行う。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携をとり、防犯及び非行防止に努める。

③ 街並みづくり等への配慮

- ・「西宮市都市景観条例」、「西宮市屋外広告物条例」に基づき、周辺景観との調和が図られるよう、建築物の意匠（形状・色彩）や屋外広告物について配慮する。
- ・計画施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

3 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
1 事業系の古紙類は可能な限り再資源化するよう努めること。	1 事業系の古紙類は可能な限り再資源化に努めます。	設置者の対応は妥当と判断する。
2 廃棄物に係る法令等を遵守するとともに、環境負荷軽減に努めること。	2 廃棄物に係る法令等を遵守し、環境負荷軽減に努めます。	
3 運搬車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音について、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行う等、近隣に十分配慮されたい。	3 商品搬入について夜間帯に作業は行いません。メインの荷さばき施設①については住居から離れた場所に配置しています。また作業員には細心の注意を払って作業するよう周知	

	<p>し、できる限り近隣にお住まい方へ迷惑を掛けないよう配慮します。</p> <p>もし苦情等が発生すれば、解決に向け誠意を持って対応します。</p>	
4 来店車両に対しては、必要に応じてガードマンを配置する等、円滑な場内誘導を実施されたい。 また、運搬車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。	4 開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、場内にはアイドリングストップの看板等を設置し啓発します。	
5 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。	5 従業員等の巡回によって、周辺道路への違法駐輪の抑制に努めます。	
6 計画台数以上に駐輪場の需要が発生した場合は、自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。	6 計画台数以上に駐輪場の需要が発生した場合は、敷地内で責任を持って駐輪場を確保します。	

4 法第8条第2項の規定により西宮市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
<p>【兵庫県警察本部交通部交通規制課】</p> <p>1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に西宮警察署長と調整されたい。</p> <p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 開店から当分の間及び繁忙日については、出入口付近における歩道等の安全を確保するため、同箇所に交通誘導員を配置されたい。 また、開店後の状況に応じて必要な交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 荷さばき施設 営業時間内に荷さばき施設を利用する場合には、交通誘導員を配置して車両誘導を実施されたい。</p>	<p>案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、出入口付近の視距を妨げない箇所に設置し、事前に西宮警察署と調整します。</p> <p>来退店経路及び駐車場利用の案内については、オープン時のチラシ・HP掲載等によってお客様に周知します。</p> <p>開店から当分の間及び繁忙日については、必要に応じ、出入口付近に交通誘導員を配置し、安全確保に努めます。 また、開店後の状況に応じて、必要な交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>営業時間内における荷さばき施設を利用する際には、従業員等を配置し安全誘導に努めます。 なお、荷さばき施設の周辺の駐車マースは従業員用とする計画です。</p>	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断します。 なお、本店舗には回収ボックスを設置しない予定です。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>乗入れ位置の変更に当たっては、事前に道路法第 24 条の規定に基づく阪神南県民センター長の承認を得ること。</p> <p>その他、西宮土木事務所管内の道路法の許認可が必要な場合は、道路法上の必要な手続を行うこと。</p>	<p>乗入れ位置を変更する際には、事前に道路法第 24 条の規定に基づく阪神南県民センター長の承認を取ります。</p> <p>その他、西宮土木事務所管内の道路法の許認可が必要な場合は、道路法上の必要な手続を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【上下水道課】</p> <p>1 汚水及び雨水排水処理に当たっては、市（下水道管理者）と十分調整されたい。</p> <p>2 県では、雨水に強いまちづくりを目指し、雨水の浸透・貯留などによる流出抑制、適切な水循環・再利用を推進している。施設の整備に当たっては、透水性舗装、浸透管渠、浸透マス、雨水貯留・再利用施設の設置等について配慮されたい。</p>	<p>1 汚水及び雨水排水処理の計画については、市と協議済みです。</p> <p>2 敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【総合治水課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例第 10 条により、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池の設置に努められたい。 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留・浸透機能を備えることに努められたい。 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設 	<p>敷地内には調整池を設けませんが、外周等には雨水を浸透させる緑地を設置し、雨水の流出抑制を行います。</p> <p>本施設では、雨水貯留施設を設置する予定はありません。しかし、外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p> <p>施設の外周には雨水を浸透させる緑地を設置し、地下に浸透させる配慮を行います。</p>	<p>同上</p>

<p>置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第44条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。 	<p>室外機や電気設備は、屋根上に配置し、浸水による被害を軽減する耐水機能の維持に努めます。</p>	
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならないこととなっているので留意されたい。 誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度を活用されたい。 <p>また、チェック＆アドバイス制度による助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p>	<p>高齢者等が安全かつ快適にご利用いただけるよう、施設の整備及び運営に努めます。また配慮の状況を公表するよう努めます。</p> <p>福祉のまちづくり条例に基づくチェック＆アドバイス制度及びひょうご県民ユニバーサル認定制度の活用を検討するなど誰もが利用しやすい施設整備に努めます。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>2 緑化</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が1,000m²以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が1,000m²以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p>	<p>環境の保全と創造に関する条例の緑化基準に従い計画します。</p> <p>なお、建築物等緑化計画届出については手続済みです。</p>	
<p>3 景観及び屋外広告物</p> <p>本事業計画には、景観法、西宮市都市景観条例及び西宮市屋外広告物条例が適用される。</p> <p>各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>景観法、西宮市都市景観条例、西宮市屋外広告物条例を遵守します。</p> <p>なお、各申請については手続済みです。</p>	

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。2 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置することにより、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図り、周辺交通への影響の軽減に努めること。4 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、交通誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

議案2

1 届出内容

(届出年月日：令和7年2月17日)

名 称	イオンモール伊丹：駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更		
所 在 地	伊丹市藤ノ木一丁目1番		
設 置 者	三菱UFJ信託銀行株式会社		
施設の用途	物品販売店（食料品等）ほか		
変更年月日	令和7年2月24日		
店舗面積	52,024 m ²		
延べ面積、建築面積、敷地面積	151,440 m ² 、36,732 m ² 、61,000 m ²		
用途地域等	商業地域		
駐 車 場	出入口の数	変更前：出入口3箇所、入口1箇所 変更後：出入口2箇所、出口2箇所、入口1箇所	

2 重要事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

・道路交通への影響【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 出口の新設による店舗南交差点の渋滞緩和の評価

○店舗南交差点の混雑状況（令和6年3月24日（日）の交通量調査結果）

時間帯	総出庫台数（台）	店舗南交差点東行き方面（10分平均）		
		渋滞長※（m）	待ち回数（回）	通過時間
9:00～	138	0.0	0.0	0分 0秒
10:00～	373	0.0	0.0	0分 0秒
11:00～	722	6.7	0.3	1分 3秒
12:00～	881	30.0	0.8	2分 25秒
13:00～	900	41.7	0.8	2分 32秒
14:00～	925	116.7	1.8	5分 16秒
15:00～	1,109	110.0	1.8	5分 18秒
16:00～	1,130	168.3	2.7	7分 16秒
17:00～	1,111	220.0	2.8	7分 26秒
18:00～	889	63.3	1,2	3分 13秒
19:00～	712	0.0	0.0	0分 0秒

※渋滞長：青信号の間に通過できずに残った車列の長さ

○店舗南交差点の処理能力（現状）

交差点を通過する車両が限界台数を超過し、交通処理ができていない状況が見られる。

時間帯	左折(台)	右折(台)	合計(台)	限界台数※(台)	合計—限界(台)
9:00～	34	25	59	299	-240
10:00～	74	75	149		-150
11:00～	153	149	302		3
12:00～	160	206	366		67
13:00～	212	169	381		82
14:00～	226	168	394		95
15:00～	225	185	410		111
16:00～	224	198	422		123
17:00～	208	223	431		132
18:00～	215	155	370		71
19:00～	139	146	285		-14

※限界台数：1時間当たりに店舗南交差点で処理できる想定車両台数

(1回の信号サイクル(160秒)で処理可能な滞留長さを80m、車長6mと設定)

東側出口を新設することで、交差点を経由せずに北方面へ退店できる経路を確保し、店舗南交差点での渋滞の緩和を図る。

○店舗南交差点の処理能力（東側出口新設後）

店舗南交差点を通過する車両が低減され、交通処理が可能となると考えられる。

時間帯	左折(台)	右折(台)	合計(台)	限界台数(台)	合計—限界(台)
12:00～	15	206	221	299	-78
13:00～	49	169	218		-49
14:00～	6	168	174		-125
15:00～	0	185	185		-104
16:00～	0	198	198		-101
17:00～	0	223	223		-76
18:00～	16	155	171		-128

イ 信号交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価

現況交通量調査（令和6年3月24日(日)）をもとに、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行った。各出口から転換され東側出口を出庫する車両は全て、桑津橋西詰交差点に南側から流入することになる。この場合の車線別混雑度及び交差点需要率については表のとおりの結果となる。

ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※最大値

調査地点	現　況	予　測	下線部は 経路上の車線
桑津橋西詰交差点 休：16時台 (出庫ピーク)	0.379	0.414	
	0.606	0.606	北流入左直
	0.374	0.413	北流入右折
	0.320	0.320	東流入左直
	0.127	0.127	東流入右折
	0.632	0.751	南流入左直
	0.186	0.222	南流入右折
	0.333	0.333	西流入左直
	0.237	0.237	西流入右折
	0.883	0.883	西流入左直右（側）

(2) その他の指針関係事項

県の判断

適

○ 歩行者の通行の利便の確保のための計画

- 新設出口には一旦停止線の標示、警告灯及びハンプの設置を行い、出庫車両の飛び出しを抑制する。
- 開設当初及び繁忙時等には交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する。

3 法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

4 法第8条第2項の規定により伊丹市の区域内に居住する者等から述べられた意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
意見なし	—	—

5 関係機関からの意見

意見内容	設置者の対応	県の判断
【兵庫県警察本部交通規制課】 1 案内誘導看板等の設置 案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に伊丹警察署長と調整されたい。	案内誘導看板等は簡潔明瞭な内容とし、設置箇所については、特に出入口付近の見通しが妨げられない場所を選定の上、事前に伊丹警察署長と調整します。	設置者の対応は妥当と判断する。

<p>2 来退店経路 チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底されたい。</p> <p>3 店舗出入口等への交通誘導員の配置 出入口の数及び場所が一部変更になることから、当分の間及び繁忙日については、駐車場内と出入口付近における歩道等の安全を確保するため、交通誘導員を適宜配置されたい。</p> <p>4 新設東側出口の右折出庫抑制対策 右折出庫車両を抑制すべく、道路中央部にポストコーン等の設置を検討されたい。</p>	<p>チラシ・ホームページ等の各種媒体を活用して、来退店経路及び駐車場利用の案内を周知徹底します。</p> <p>出入口の数及び場所が一部変更になることから、当分の間及び繁忙日については、駐車場内と出入口付近における歩道等の安全を確保するため、交通誘導員を適宜配置します。</p> <p>右折出庫車両を抑制すべく、道路管理者や所轄警察との協議に基づき、出口形状を斜にすることで右折出庫車両の抑制を行います。</p>	<p>設置者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【環境整備課】</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努められたい。</p> <p>2 レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努められたい。</p> <p>3 店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断されたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び兵庫県資源循環推進計画に基づき、廃棄物の適正処理、排出抑制及び再生利用に努めます。</p> <p>レジ袋の削減、過剰包装の抑制等による廃棄物の減量に努めます。</p> <p>店舗に資源ごみ等の回収ボックスを設置する場合は、事前に市に相談の上、慎重に判断します。</p>	<p>同上</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>道路法の許認可が必要な場合は、適切に事前協議等を行われたい。</p>	<p>道路法の許認可が必要な場合は、適切に事前協議等を行います。</p>	<p>同上</p>
<p>【河川整備課】</p> <p>河川法等の許認可が必要な場合は、適切に事前協議等を行われたい。</p>	<p>河川法等の許認可が必要な場合は、適切に事前協議等を行います。</p>	<p>同上</p>

6 法第8条第4項の規定による意見（案）

県の意見の有無	有しない。
留意事項の有無	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。 2 周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑や歩行者等の安全確保上の問題が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。